

学生募集要項2025 高松

精神保健福祉学科 通信課程

一般養成課程

(1年7カ月コース)
通常の養成課程

短期養成課程

(9カ月コース)
社会福祉士登録者向け



教育訓練給付制度対象講座



学校法人 穴吹学園

専門
学校

穴吹パティシエ福祉カレッジ

anabuki

最新情報は
こちら



目次

●精神保健福祉学科からのメッセージ・進学説明会・個別面談	1
●入学資格	2
●募集概要	3
●選考方法 2025年度入学選考小論文課題	3
●教育訓練給付制度	5
●出願手続・入学手続・学習開始	6
●出願書類一覧	7
●学習内容	8
●指定施設における相談援助業務の範囲	10
●実務経験証明書記入例	15
●入学願書記入例	16
出願書類	
(1)入学願書 一般養成課程	17
(2)入学願書 短期養成課程	19
(3)実務経験証明書（申告） 見込み	21
(4)実務経験証明書（申告）	23
(5)実務経験証明書（個票）	25
(6)ソーシャルワーク実習履修証明書	27
(7)ソーシャルワーク実習受入調査書	29
(8)精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書（平成24年4月1日以降）	31
(9)精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書（令和3年4月1日以降）	33
(10)小論文原稿用紙	35
(11)入学願書受付通知・入学手続完了通知	37
(12)入学願書送付用封筒	

穴吹カレッジグループの個人情報取扱いについて

オープンキャンパス、説明・相談会、または、出願・入学手続きなどで、皆様に記入いただきました個人に関する情報は、次のこと以外では使用いたしません。

①本人または保護者への事務連絡 ②出身校または在籍校への事務連絡 ③個人を特定できない統計的集計
本人に許可なく第三者に開示することはありません。

精神保健福祉学科からのメッセージ

入学者に求める人物像

- ① 穴吹学園の教育理念である「地域社会に貢献する」を理解し、主体性を持って多様な人間と協働し、学び続ける意欲がある人
- ② 精神保健福祉を学ぶための基礎的な学力を身につけている人
- ③ 協調性、主体性、素直に聞く態度、目標を達成しようとする態度を身につけている人
- ④ 精神保健福祉士国家試験を受験し、社会に貢献する展望がある人

教育方針

- ① 専門的な価値、知識、技術の修得を図るため実践的なカリキュラムを構成する
- ② ソーシャルワークを普遍化し体系化を図れるカリキュラムを構成する
- ③ 精神保健福祉士としての責任や権利擁護、社会正義、多様性の尊重について学べる場を提供する

目指す人材像

- ① 地域社会・国際社会に貢献できる精神保健福祉士としての専門性を身につけている
- ② ソーシャルワークに係る価値、知識、技術について、実践的に習得するとともに、普遍化し体系的に図ることができる能力を身につけている
- ③ クライアントに寄り添い温かく接する心、クライアントを尊重する視点、クライアントを含めた多職種と協働する力を身につけている

進学説明会（実習該当者は必須）

精神保健福祉士に興味があり入学を考えている方で、ホームページや募集要項を読んでもよくわからないと思われた方、学習内容（レポート・スクーリング・実習）等について詳しく知りたい方は、ぜひ進学説明会にお越しください。

進学説明会の日程は、以下の通りです。事前予約は必要ありませんので気軽にお越しください。進学説明会当日は参加者の方からのご質問にもお答えする時間もお取りしています。

Webex（ビデオ会議システム）による進学説明会と当校で実施する対面による進学説明会を同時開催しています。Webexでの参加希望の方は、Webexに事前に接続できることを確認してください。スケジュールに変更がないかを当学科ホームページ上で確認してください。

実習該当者の方が出願するにあたっては、今年度実施分の進学説明会に参加することが必要となります。

	日程	進学説明会		日程	進学説明会
第1回目	2024年8月25日(日)	9:30~10:30	第5回目	2024年12月15日(日)	9:30~10:30
第2回目	2024年9月8日(日)	9:30~10:30	第6回目	2025年1月19日(日)	9:30~10:30
第3回目	2024年10月27日(日)	9:30~10:30	第7回目	2025年2月2日(日)	9:30~10:30
第4回目	2024年11月17日(日)	9:30~10:30			

個別面談（実習該当者は必須）

実習該当者は進学説明会終了後に、当校にて30分程度の対面での面談をしますので、**3日前までに電話で予約**してください。

実習該当者の方が出願するにあたっては、今年度実施分の個別面談に出席することが必要となります。

TEL 087-823-5566

入学資格

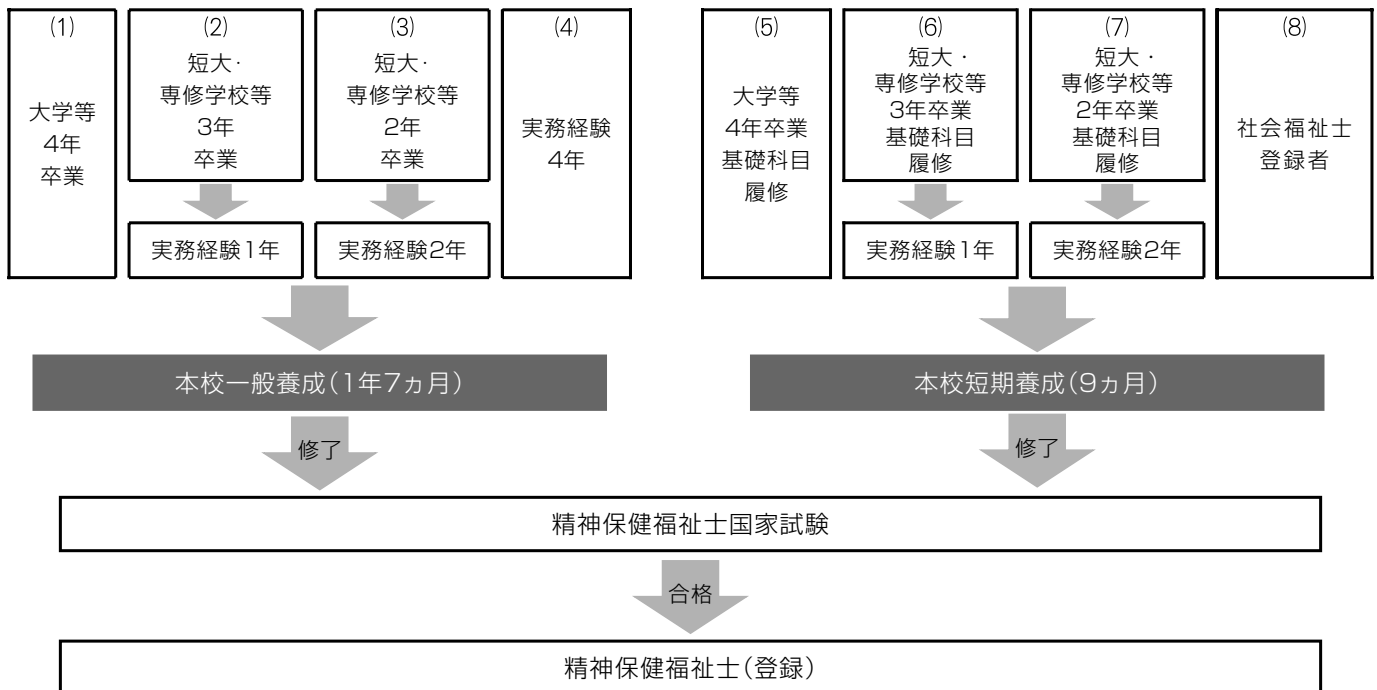
本校通信課程の入学資格は、「精神保健福祉士法」に定める次のいずれかに該当する者。

◆一般養成課程

- (1) 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者又はこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者
- (2) 学校教育法に基づく3年制の短期大学(夜間、通信は除く)を卒業した者又はこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者で、かつ指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者
- (3) 学校教育法に基づく2年制の短期大学又は高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者で、かつ指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者
- (4) 指定施設において4年以上相談援助業務に従事した者

◆短期養成課程

- (5) 学校教育法に基づく4年制大学において基礎科目を修めて卒業した者又はこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者
- (6) 学校教育法に基づく3年制短期大学(夜間、通信によるものは除く)において基礎科目を修めて卒業した者又はこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者でかつ指定施設において1年以上相談業務に従事した者
- (7) 学校教育法に基づく2年制短期大学において基礎科目を修めて卒業した者又はこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者、かつ指定施設において2年以上相談業務に従事した者
- (8) 社会福祉士登録者



(1)(2)(3)大学等、短大・専修学校等…学部・学科は問いません。

(4) 実務経験…学歴は問いません。厚生労働大臣が定める各施設において相談援助業務に従事したことが条件です。

(5)(6)(7)大学等、短大・専修学校等…基礎科目を履修できる学校のことをいいます。

(注) 実務経験の年数は2025年3月31日現在でその要件を満たしていることが必要です。(2)(3)(6)(7)の者は卒業後の実務経験の年数となります。

基礎科目履修者は精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書が必要です。

科目の読み替えについては卒業した学校でご確認ください。

*基礎科目(平成24年4月1日以降)

- ①人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目、②現代社会と福祉、③地域福祉の理論と方法、④社会保障、⑤低所得者に対する支援と生活保護制度、⑥福祉行財政と福祉計画、⑦保健医療サービス、⑧権利擁護と成年後見制度、⑨障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑩精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)、⑪精神保健福祉援助演習(基礎)

*基礎科目(令和3年4月1日以降)

- ①医学概論、②心理学と心理的支援、③社会学と社会システム、④社会福祉の原理と政策、⑤地域福祉と包括的支援体制、⑥社会保障、⑦障害者福祉、⑧権利擁護を支える法制度、⑨刑事司法と福祉、⑩社会福祉調査の基礎、⑪ソーシャルワークの基盤と専門職、⑫ソーシャルワーク演習

募集学科

学科・課程	修業期間	定員
精神保健福祉学科通信課程 一般養成課程	1年7ヵ月（4月1日～翌年10月31日）	30名
精神保健福祉学科通信課程 短期養成課程	9ヵ月（4月1日～12月31日）	40名

※一般養成課程は第2希望として、本校社会福祉学科通信課程一般養成課程(1年6ヵ月)を選択することができます。

※短期養成課程は第2希望として、本校精神保健福祉学科通信課程一般養成課程を選択することができます。

※社会福祉学科と同時に受講することはできません。

対象地域

日本全国 ※実習施設は四国4県および岡山県となります。

願書受付

入学検定料5,000円と出願書類を募集期間内に簡易書留で郵送または本校まで持参してください。

持参の場合は月曜日から金曜日の9時から17時30分まで受け付けます。

実習該当者は出願前に進学説明会への参加および個別面談に出席することが必要です。

定員に達した場合、願書受付を締め切り、以降の募集期間は設けません。詳細は当学科ホームページを確認して下さい。

募集期間	受付期間
第1次募集期間	2024年 9月 1日～2024年 9月20日(必着)
第2次募集期間	2024年10月 1日～2024年10月31日(必着)
第3次募集期間	2024年11月 1日～2024年11月30日(必着)
第4次募集期間	2024年12月 1日～2024年12月16日(必着)
第5次募集期間	2024年12月17日～2025年 1月31日(必着)
第6次募集期間	2025年 2月 1日～2025年 2月28日(必着)
第7次募集期間※1※2	2025年 3月 1日～2025年 3月21日(必着)

※1 第7次募集の選考は募集期間の締切を待たず、順次行います。

※2 精神保健福祉学科通信課程短期養成課程に社会福祉士登録者の見込みの要件で出願される方は第7次募集かつ合格発表後での出願となります。出願の際は合格が証明できるもの（合格証書のコピー又は受験票のコピーと試験センターのHPで公表している合格者受験番号一覧表）を同封してください。

選考方法

書類審査および小論文によって選考します。

2025年度 入学選考小論文課題

「精神保健福祉士を目指す動機及び精神保健福祉士の役割について」を700字以上800字以内で論述してください。

小論文の記述は黒のボールペンまたはインクを使い、指定原稿用紙に自筆で記述してください。

パソコン、ワープロまたはコピーでの提出は認めません。

訂正が必要な場合は修正インクやテープは使用せず、訂正部分に二重線を引き、さらに訂正印を押印してください。

合否通知

合否通知は募集締切後3週間程度で通知します。

お問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

学費(学生納付金)

学費の納入は合格通知に記載する期日とし、一括納入になります。

2025年3月31日までに入学辞退した場合、入学検定料・入学金を除く納入金を返還します。

学科・課程	入学金	授業料	実習費(注1)	合計
精神保健福祉学科通信課程 一般養成課程	30,000円	270,000円	90,000円	390,000円
精神保健福祉学科通信課程 短期養成課程	30,000円	190,000円	90,000円	310,000円

(注1) 実習免除者は実習費(90,000円)が免除されます。
実習の一部免除者は20,000円が免除されます。

指定テキスト

テキスト代は別途必要となります。テキストの詳細や購入方法等につきましては、入学手続き類の中でご案内します。
中央法規出版『最新 精神保健福祉士養成講座』と『最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座』を使用します。

入学優遇制度

下記のいずれかに該当する場合、条件に応じて入学手続き時に以下のとおり免除します。

1. 入学者の親族(本人を含む)が穴吹カレッジグループの在校生・卒業生(通信課程を含む)
・ 二親等以内：3万円免除 ・ 四親等以内：1.5万円免除
2. 入学者の親族(本人を含む)が穴吹カレッジグループ・穴吹興産グループ・穴吹ハウジンググループの従業員
・ 二親等以内：3万円免除 ・ 四親等以内：1.5万円免除
3. 入学者本人が本課程指定の実習施設等に勤務している
・ 3万円免除

※入学優遇制度は併用できません。

教育訓練給付制度

雇用保険法の教育訓練給付の対象となる方であれば、定められた修業期間での受講修了後、一定の条件を満たした方に、受講料の一部がハローワークより支給されます。

本制度や受給資格の有無については必要に応じてハローワークで事前に照会してください。

一般教育訓練給付

精神保健福祉学科通信課程一般養成課程は一般教育訓練給付の対象講座となります。

本講座に関しては、入学前手続きはありません。

給付額

教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額となります。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

給付を受けることができる方

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が3年以上(初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上)あること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始前までに3年以上(※)経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。
※平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合はこの取扱いは適用されません。

出典:厚生労働省ホームページ

専門実践教育訓練給付

精神保健福祉学科通信課程短期養成課程は専門実践教育訓練給付の対象講座となります。

専門実践教育訓練給付金を受けようと思われる方は、受講開始(4/1)の2週間前までにハローワークに行き、受給資格確認申請を行わなければなりません。

専門実践教育訓練について

平成26年10月1日から、「教育訓練給付金」の給付内容が拡充されました。新しい制度では、中長期的なキャリアアップを支援するために、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座(専門実践教育訓練)を受講した場合に、給付金の給付割合の引き上げや追加支給があります。

給付額

受給者が支払った教育訓練経費のうち、50%を支給(年間上限40万円)。更に、受講修了日から一年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には20%を追加支給(合計70%、年間上限56万円)。受給期間は原則2年(資格の取得につながる場合は最大3年)。

給付を受けることができる方

初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方。

平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者を有している方。

平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合、前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までの間に3年以上雇用保険被保険者期間を有している方(この場合、当該専門実践教育訓練の受講開始日前までに、前回の教育訓練給付金の受給から3年以上経過していない場合は、対象となりません)。

出典:厚生労働省ホームページ

当学科の指定講座番号と受講期間は以下のとおりです。

講座名	指定講座番号	受講期間
精神保健福祉学科通信課程 短期養成課程(実習210時間)	3710011-1420021-0	4月1日~12月31日
精神保健福祉学科通信課程 短期養成課程(実習150時間)	3710011-2020011-7	4月1日~12月31日
精神保健福祉学科通信課程 短期養成課程(実習免除)	3710011-2020021-0	4月1日~12月31日

※ 講座名及び指定講座番号は変更になることがあります。

出願手続・入学手続・学習開始

出願手続

※実習該当者は進学説明会と個別面談へ出席の上での出願となります。

①出願書類作成	入学資格によって提出書類が異なるため、「出願書類一覧」(P7)を参照してください。
②入学検定料	入学検定料は郵便局で5,000円の「為替証書」を購入し、無記名で入学願書等と一緒に郵送してください。入学願書持参の場合は、現金でも可能です。
③出願書類提出	入学願書等は本校指定の専用封筒に入れて、本校通信課程入学事務局へ簡易書留で指定の期日までに郵送あるいは直接入学事務局まで提出してください。 書類が確認出来次第、「入学願書受付通知」を返送します。 ※書類が不足している場合は受付できませんので、郵送前に必ず確認をしてください。
④入学者選考	出願書類等を総合的に評価し、選考します。 ※小論文及び入学願書等の書類、入学検定料は一切返還しません。
⑤合否通知	合否の通知は募集締切後3週間程度で郵送により、出願者全員に通知します。 ※合否の問い合わせには一切応じられません。 ※合格者の中で入学辞退する方は入学辞退届を提出して下さい。

入学手続

⑥入学手続書類の送付	合格者には「入学案内」等を郵送します。指定期日までに必ず入学手続きを完了してください。
⑦学費の納付	学費は指定期日までに振り込んでください。
⑧入学手続完了の通知	学費納入が確認出来次第、「入学手続完了通知」を返送します。 ※指定期日までに学費納入手続きが完了しない場合には入学辞退とみなし、入学を取り消す場合がありますのでご注意ください。 ※2025年3月31日までに入学辞退した場合、入学検定料・入学金を除く納入金を返還します。
⑨教材の送付	テキストは本校より郵送する「テキスト申込用紙」によって申し込むことができます。代金は別途必要となります。 「学習の手引き」等は本校通信課程入学事務局より郵送します。

学習開始（入学日）

⑩学習開始日	学習開始日は2025年4月1日となります。 レポート、スクーリング、実習(該当者のみ)の3種類の学習について、「学習の手引き」に沿って進めて下さい。
--------	---

出願書類一覧

入学資格によって必要書類が異なります。
(○:必要、△:該当者のみ、×:不要)

一般養成課程

		(1)	(2)	(3)	(4)
		大学等 4年 卒業	短大・ 専修学校等 3年卒業 ↓ 実務経験1年	短大・ 専修学校等 2年卒業 ↓ 実務経験2年	実務経験 4年
1	入学願書	○	○	○	○
2	卒業(見込)証明書(大学等) (注1)	○	○	○	×
3	実務経験証明書(申告) 見込み (注2)	△	△	△	△
4	実務経験証明書(申告) (注3)	△	○	○	○
5	実務経験証明書(個票) (注3)	△	○	○	○
6	実習履修証明書 (注4)	△	×	×	×
7	実習受入調査書(実習該当者は必須)	△	×	×	×
8	小論文	○	○	○	○
9	入学願書受付通知・入学手続完了通知※切手要	○	○	○	○
10	入学検定料 5,000円(普通為替5,000円分※無記名)	○	○	○	○
11	戸籍抄本(証明書と願書等の氏名が異なる場合)	△	△	△	△

短期養成課程

		(1)	(2)	(3)	(4)
		大学等 4年卒業 基礎科目 履修	短大・ 専修学校等 3年卒業 基礎科目 履修 ↓ 実務経験1年	短大・ 専修学校等 2年卒業 基礎科目 履修 ↓ 実務経験2年	社会福祉士 登録者
1	入学願書	○	○	○	○
2	卒業(見込)証明書(大学等) (注1)	○	○	○	×
3	実務経験証明書(申告) 見込み (注2)	△	△	△	△
4	実務経験証明書(申告) (注3)	△	○	○	△
5	実務経験証明書(個票) (注3)	△	○	○	△
6	基礎科目履修証明書	○	○	○	×
7	実習履修証明書 (注4)	△	×	×	△
8	実習受入調査書(実習該当者は必須)	△	×	×	△
9	社会福祉士登録証写 (注5)	×	×	×	○
10	小論文	○	○	○	○
11	入学願書受付通知・入学手続完了通知※切手要	○	○	○	○
12	入学検定料 5,000円(普通為替5,000円分※無記名)	○	○	○	○
13	戸籍抄本(証明書と願書等の氏名が異なる場合)	△	△	△	△

注1: 卒業証書(写し)ではなく、卒業証明書(原本)を提出してください。

注2: 相談援助業務の実務経験が出願時に必要年数未満の方は「実務経験証明書(申告) 見込み」を提出して、必要年数を経過した後に「実務経験証明書(申告)」と「実務経験証明書(個票)」を提出してください。なお、実務経験の年数は4月1日入学の前日(3月31日)までに満たす必要があります。

注3: 実務経験のある方は「実務経験証明書(申告)」と「実務経験証明書(個票)」の提出が必要となります。

注4: 「ソーシャルワーク実習(相談援助実習)」を履修された方は、実習時間210時間のうち60時間が免除されます。

注5: 社会福祉士登録見込みの方は国家試験の合格が確認できるもの(合格証書のコピー又は受験票のコピーと試験センターのHPで公表している合格者受験番号一覧表)を同封して下さい。

※入学申込時の提出書類が事実と異なる場合は国家試験の受験資格が得られないことや入学を取り消すことがありますので十分にご注意ください。

※一度提出された書類は合否にかかわらず、一切返却しませんのでご了承ください。

学習内容

本校通信課程の学習内容はレポート、スクーリング、ソーシャルワーク実習（該当者のみ）の3種類になります。

レポート

月に2課題程度のレポートを作成します。レポートの作成はパソコン又は手書きとなります。

レポートは郵送で提出します。郵送物は「第4種郵便物」としての取り扱いが認められているため、100gまでは15円となります。提出期限遅れの場合は、1課題につき5,000円の再判定料が必要です。

一般養成課程

科目名	レポート回数	科目名	レポート回数
医学概論	1	精神医学と精神医療	2
心理学と心理的支援	1	現代の精神保健の課題と支援	2
社会学と社会システム	1	ソーシャルワークの基盤と専門職	1
社会福祉の原理と政策	2	精神保健福祉の原理	2
地域福祉と包括的支援体制	2	ソーシャルワークの理論と方法	2
社会保障	2	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	2
障害者福祉	1	精神障害リハビリテーション論	1
権利擁護を支える法制度	1	精神保健福祉制度論	1
刑事司法と福祉	1	ソーシャルワーク演習	1
社会福祉調査の基礎	1	ソーシャルワーク演習（専門）	3

短期養成課程

科目名	レポート回数
精神医学と精神医療	2
現代の精神保健の課題と支援	2
精神保健福祉の原理	2
ソーシャルワークの理論と方法	2
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	2
精神障害リハビリテーション論	1
精神保健福祉制度論	1
ソーシャルワーク演習（専門）	3

スクーリング（予定）

全日数・全時間の出席が必要です。また原則対面授業で行います。

時間帯は9時から16時30分です。

授業終了後に科目ごとに試験があります。

スクーリングを欠席・遅刻・早退した場合は補講を受け、補講料（半日5,000円、一日10,000円）の納付が必要です。

一般養成課程

Webexによるオリエンテーション（全員対象）：2025年4月6日

専門科目（全員必修）

第1回目	2025年7月26・27日
第2回目	2025年11月8・9日
第3回目	2026年2月14・15日
第4回目	2026年9月19・20・21日

ソーシャルワーク実習指導（該当者のみ）

第1回目	2025年4月12日
第2回目	2025年7月6日
第3回目	2026年9月21日

短期養成課程

Webexによるオリエンテーション（全員対象）：2025年4月6日

専門科目（全員必修）

第1回目	2025年5月10・11日
第2回目	2025年7月26・27日
第3回目	2025年9月13・14・15日
第4回目	2025年10月18・19日

ソーシャルワーク実習指導（該当者のみ）

第1回目	2025年4月12・13日
第2回目	2025年10月19日

ソーシャルワーク実習【該当者のみ】

入学の前日(3月31日)までに指定施設において精神障害者に対する相談援助業務の実務経験が1年未満の方は実習が必要となります。

実習該当者は210時間(標準28日間)以上の実習が必要となります。その内訳は、精神科病院等の医療機関で90時間(標準12日間)以上、障害福祉サービス事業を行う施設等で120時間(標準16日間)以上となります。

※一般養成課程では2025年11月～2026年5月、短期養成課程では2025年6月～2025年10月までの期間内に210時間以上の実習を行います。

※実習日程については実りある実習を受けていただくために、原則として週4日以上平日集中型とします。ただし、実習施設の受入状況が優先されます。ソーシャルワーク実習受入調査書等をもとに、当学科から実習施設を提供できる方を対象とします。実習は実習施設の受入状況、都合が優先されますので、出願者の希望の通りになるとは限りません。

※修業期間内で実習を終えることが難しい方は4年の在学期間内で実習に取り組むことができます。

ソーシャルワーク実習免除規定

①入学の前日までに指定施設における精神障害者に対する相談援助業務の実務経験が1年以上ある方は、「実務経験証明書(申告)」と「実務経験証明書(個票)」を提出することにより、本課程の修了に必要なソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導の履修が免除されます。

②入学の前日までに社会福祉士養成課程における実習を履修されている方は、「ソーシャルワーク実習(相談援助実習)履修証明書」を提出することによって、精神科病院等の医療機関以外の実習60時間(標準8日間)が免除されます。

インターネットの利用

当学科からの連絡・周知事項(スクーリングの案内・資料配布等)はインターネット(学生ポータルサイト)を利用して行います。

スクーリングは原則対面授業で行います。ただし、オリエンテーションはWebexを利用して行う予定です。

当学科に入学される方は、インターネット環境を事前に整備してください。

指定施設における相談援助業務の範囲（実務経験）

精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な相談援助業務の範囲は、次のとおりです。

【精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)第2条】

【精神保健福祉士法施行規則第2条第15号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(平成23年厚生労働省告示第277号)】

【指定施設における業務の範囲等について(平成23年8月5日障発0805第4号)】

相談援助の業務

精神保健福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精発0520001号）別添

1. 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の（1）から（5）に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。
 - (1) 精神障害者の相談
精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供
 - (2) 精神障害者に対する助言、指導
精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導
 - (3) 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練
社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練
 - (4) 精神障害者に対するその他の援助
精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めると、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援
 - (5) 援助を行なうための関係者との連絡、調整等
 - ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
 - ・ ケース記録等の関係書類の整理
 - ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
 - ・ 関係機関との連絡、調整
2. 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。
3. 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の対象となる施設・（事業等）種類・職種として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。

対象となる施設(事業)・職種

いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限ります。

根拠法	施設 コード	対象となる施設・事業の範囲		職種	相談援助業務の実務経験として認められる職種
				コード	
精神保健及び 精神障害者 福祉に関する法律	1	精神科病院		A	精神科ソーシャルワーカー
				B	医療ソーシャルワーカー
	2	精神保健福祉センター		A	精神保健福祉相談員
				B	社会福祉士
				C	精神科ソーシャルワーカー
				D	心理判定員
児童福祉法	3	障害児通所支援事業を行なう施設 (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間 を含む)	児童発達支援	A	相談援助業務に従事する職員
			放課後等デイサービス		
			居宅訪問型児童発達支援		
			保育所等訪問支援		
	4	乳児院		A	児童指導員
				B	保育士
				C	家庭支援専門相談員
	5	児童養護施設		A	児童指導員
				B	保育士
				C	家庭支援専門相談員
				D	職業指導員
	6	福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を 含む)		A	児童指導員
				B	保育士
C				児童発達支援管理責任者	
D				職業指導員	
E				心理指導担当職員	
7	児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)		A	児童指導員	
			B	保育士	
			C	家庭支援専門相談員	
8	児童相談所		A	児童福祉司	
			B	受付相談員	
			C	相談員	
			D	電話相談員	
			E	児童心理司	
			F	児童指導員	
			G	保育士	
9	母子生活支援施設		A	母子支援員	
			B	少年を指導する職員	
10	障害児相談支援事業を行なう施設		A	相談支援専門員	
11	児童自立支援施設		A	児童自立支援専門員	
			B	児童生活支援員	
			C	職業指導員	
12	児童家庭支援センター		A	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員	
13	児童自立生活援助事業を行なう施設		A	相談援助業務を行なう指導員	
地域保健法	14	保健所		A	精神保健福祉相談員
				B	社会福祉士
	15	市町村保健センター		C	精神科ソーシャルワーカー
				D	心理判定員
医療法	16	病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の 広告をしているものに限る)		A	精神科ソーシャルワーカー
	17	診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の 広告をしているものに限る)		B	医療ソーシャルワーカー

根拠法	施設	対象となる施設・事業の範囲	職種	相談援助業務の実務経験として認められる職種
	コード		コード	
生活保護法	18	救護施設	A	生活指導員
	19	更生施設		
	20	被保護者就労支援事業を行なう事業所	A	就労支援員
	21	被保護者就労準備支援事業を行なう事業所 被保護者家計改善支援事業を行なう事業所	A	就労支援員
			B	被保護者就労準備支援担当者
			C	相談支援に従事する者
22	就労支援事業を行なう事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業〕	A	就労支援員	
23	日常生活支援住居施設	A	生活支援員	
		B	生活支援提供責任者	
地方自治体	24	市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	A	精神保健福祉相談員
	25	区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	B	社会福祉士
	26	町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	C	精神科ソーシャルワーカー
D			心理判定員	
生活困窮者自立支援法	27	生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	A	主任相談支援員
	28	生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	B	相談支援員
	29	生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所	C	就労支援員
			D	家計改善支援員
E	就労準備支援担当者			
社会福祉法	30	福祉事務所	A	査察指導員
			B	身体障害者福祉司
			C	知的障害者福祉司
			D	老人福祉指導主事
			E	現業員
			F	家庭児童福祉主事
			G	家庭相談員
			H	面接員に相当する職員
			I	婦人相談員
			J	母子・父子自立支援員
			K	母子・父子自立支援プログラム策定員
			L	就業支援専門員
			M	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
			N	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
31	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	A	専門員	
32	市町村社会福祉協議会	A	福祉活動専門員	
		B	相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）に従事する職員	
知的障害者福祉法	33	知的障害者更生相談所	A	知的障害者福祉司
			B	心理判定員
			C	職能判定員
			D	ケース・ワーカー
法務省設置法	34	保護観察所	A	社会復帰調整官
			B	保護観察官
障害者の雇用の促進等に関する法律	35	広域障害者職業センター	A	障害者職業カウンセラー
	36	地域障害者職業センター	A	障害者職業カウンセラー
			B	職場適応援助者
	37	障害者就業・生活支援センター	A	主任就業支援担当者
B			就業支援担当者	
C	主任職場定着支援担当者			
D	生活支援担当職員			

根拠法	施設	対象となる施設・事業の範囲	職種	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
	コード		コード		
売春防止法	38	婦人相談所	A	相談指導員	
			B	判定員（心理・職能判定員）	
施設法	39	婦人保護施設	C	婦人相談員	
			A	入所者を指導する職員	
刑事収容施設法	40	刑事施設	A	刑務官	
			B	法務教官	
			C	法務技官（心理）	
			D	福祉専門官	
少年院法	41	少年院	A	法務教官	
			B	法務技官（心理）	
			C	福祉専門官	
少年鑑別所法	42	少年鑑別所	A	法務教官	
			B	法務技官（心理）	
更生保護事業法	43	更生保護施設	A	補導に当たる職員	
			B	福祉職員	
			C	薬物専門職員	
			D	訪問支援職員	
発達障害者支援法	44	発達障害者支援センター	A	相談支援を担当する職員	
			B	就労支援を担当する職員	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	45	障害福祉サービス事業	生活介護を行なう施設	A	生活支援員
			自立訓練を行なう施設	B	サービス管理責任者
			就労移行支援を行なう施設	C	職業指導員
				D	生活支援員
				E	就労支援員
			就労継続支援を行なう施設	F	サービス管理責任者
				G	職業指導員
				H	生活支援員
			就労定着支援を行なう施設	I	サービス管理責任者
				J	就労定着支援員
				K	サービス管理責任者
			自立生活援助を行なう施設	L	相談援助業務に従事する職員
				M	地域生活支援員
短期入所を行なう施設	N	サービス管理責任者			
	O	相談援助業務に従事する職員			
	重度障害者等包括支援を行なう施設	P	相談援助業務に従事する職員		
				共同生活援助を行なう施設（共同生活介護であった期間を含む）	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	46	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行なっている施設	A	相談援助業務に従事する職員
			障害者相談支援事業を行なっている施設		
			障害児等療育支援事業を行なっている施設		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	47	一般相談支援事業を行なう施設（相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）	A	相談支援専門員	
					48
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	49	障害者支援施設	A	生活支援員	
			B	就労支援員	
			C	サービス管理責任者	
	50	地域活動支援センター	A	指導員	
	51	福祉ホーム	A	管理人	
52	基幹相談支援センター	A	相談援助業務に従事する職員		

根拠法	施設	対象となる施設・事業の範囲	職種	相談援助業務の実務経験として認められる職種
	コード		コード	
介護 保険法	53	地域包括支援センター	A	包括的支援事業に係る業務を行なう職員 (介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号 まで掲げる事業を除く)
	職業 安定法	54	公共職業安定所	A
B				発達障害者雇用トータルサポーター
C				雇用トータルサポーター(大学支援分)
そ の 他	55	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設	A	地域体制整備コーディネーター
	56	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行な う施設	B	地域移行推進員
			A	相談援助業務に従事する職員(医師、保健師、看護師、 作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要 な職員を除く)
	57	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者 助成金受給資格認定法人	A	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援 助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助 支援を行なっている者
	58	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	A	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であっ て、職場適応援助支援を行なっている者
	59	スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	A	スクールソーシャルワーカー
	60	母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	A	相談員
	61	ひきこもり地域支援センター	A	ひきこもり支援コーディネーター
	62	地域生活定着支援センター	A	相談援助業務に従事する職員
	63	ホームレス自立支援事業を行なう施設	A	生活相談指導員
64	地域若者サポートステーション	A	相談援助業務に従事する職員	
現 在 廃 止 の 分 野	65	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	A	支援コーディネーター
	66	精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	A	世話人
	67	精神障害者社会復帰施設	A	精神障害者社会復帰指導員
			B	管理人
	68	知的障害者援護施設	A	生活支援員
69	児童デイサービス	A	相談援助業務に従事する職員	

実務経験証明書(申告)・実務経験証明書(個票)記入例

出願者記入

※受付番号(学校記入欄)

実務経験証明書(申告) 見込み

2024年11月18日



学校法人文政学園
報穴吹パティシエ福祉カレッジ

申告者

学校長殿

フリガナ タカ マツ タ ロウ

氏名 高松太郎

住所 香川県高松市西の丸町14-10

「実務経験証明書(申告)」出願者が記入する。

①実務経験を有する方は、実務経験証明書(申告)または実務経験証明書(申告) **見込み** を必ず提出してください。

私の相談援助に関する実務経験は以下の見込みで申請します。
実務経験が必要年数を経過した後に「実務経験証明書(申告)」及び「実務経験証明書(個票)」を提出します。

所属している(していた)施設(事業)種類 (※①を参照)	職種	コード		期間	証明権者 (法人名・施設名・代表者名)
		施設	職種		
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	1	A	2005年4月1日～ 現在に至る (19年7ヵ月)	医療法人安心会 安心病院 理事長 中田 福士
				年月日～ 年月日 (年 ヵ月)	
				年月日～ 年月日 (年 ヵ月)	
				年月日～ 年月日 (年 ヵ月)	
				年月日～ 年月日 (年 ヵ月)	
				年月日～ 年月日 (年 ヵ月)	

証明権者は代表者を記入してください。

現在も勤務中の場合は「現在に至る」と記入してください。

P11～P14の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されたとおりに記入してください。実務経験証明書と一致していることに注意してください。

① 施設種類及び職種はP11～P14の「実務経験(指定施設における相談援助業務の範囲)」に記載されたおりの施設種類、職種名及びコードを記入してください。それ以外の名称を記入されても入学選考の対象となりませんのでご注意ください。
② 入学資格区分②、③、⑥、⑦の方の実務経験は大学・短大卒業後の実務経験に限りま。

証明権者記入

※受付番号(学校記入欄)

実務経験証明書(個票)



学校法人文政学園
報穴吹パティシエ福祉カレッジ 学校長殿

フリガナ	タカ マツ タ ロウ	生年月日(年齢)	1985年2月21日生 (満39歳)
氏名	高松太郎		
施設種類 (※①参照)	精神科病院		
職種(名) (※①参照)	精神科ソーシャルワーカー		
<p>※(1)、(2)いずれかにご記入ください。</p> <p>(1) 在職者 上記の者は2005年4月1日より当施設・機関において勤務し、精神障害者の相談援助を主たる業務として行っていることを証明します。</p> <p>(2) 証明を受ける事業所で、現在勤務していない方 上記の者は年月日より年月日まで当施設・機関において勤務し、精神障害者の相談援助を主たる業務として行っていたことを証明します。</p> <p>2024年11月18日</p> <p>所在地 高松市東の丸町123</p> <p>施設・機関名 医療法人安心会 安心病院</p> <p>電話番号 087-823-xxxx</p> <p>施設・機関代表者 理事長 中田 福士</p>			
			公印

「実務経験証明書(個票)」証明権者が記入する。

①実務経験を有する方は、「実務経験証明書(個票)」を必ず提出してください。

②「実務経験証明書(申告) **見込み**」を提出した方は、実務経験が1年経過した後に「実務経験証明書(申告)」および「実務経験証明書(個票)」を速やかに提出してください。

P11～P14の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されたとおりに記入してください。

証明権者は代表者を記入してください。

※ ①上記の記載内容は「実務経験証明書(申告)」の記載内容と一致することが必要です。
②施設種類及び職種はP11～P14の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されたとおりに記入してください。
③証明内容を訂正した場合は公印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
④本証明書は1カ所の施設・機関につき1通必要です。複数必要な場合はコピーしてご使用ください。

入学願書記入例

 学校法人穴吹学園 穴吹バティシエ福祉カレッジ入学願書 精神保健福祉学科通信課程 一般養成課程		受付年月日 年 月 日
太枠内を記入して下さい。		受付番号 提出年月日 2024年 11月 18日
学籍番号		
フリガナ	タカ マツ タ ロー	
氏名	高松 太郎 (旧姓)	
生年月日	1985年 2月 21日生(満 39歳)	
※西暦で記入		
〒 760-0021		
現住所	香川県高松市西の丸町14-10	
※郵道府県から記入		
日中連絡が取れる連絡先	087(823)5567	Eメール(※必須)
法人名(設置主体)	医療法人安心会	
勤務先名称	安心病院	
職種	所在地	電話
学校名	修業年限	学部・学科・専攻
穴吹大学	4年制	社会福祉学部 社会福祉学科
入学年月日	卒業(卒業見込み)年月日	
2001年 4月 1日	卒業 卒業見込み	
※西暦で記入		
就業期間	勤務先	職種
2005年 4月 1日 ~ 現在に至る	医療法人安心会 安心病院	精神科 ソーシャルワーカー
年 月 日 ~ 年 月 日		
※西暦で記入		
保健・医療・福祉に関する資格	取得年月日	
	年 月 日	
	年 月 日	
入学資格(該当欄に☑をしてください)	<input type="checkbox"/> (1) 4年制大学等卒業 <input type="checkbox"/> (2) 3年制短大等卒業+実務経験1年以上 <input type="checkbox"/> (3) 2年制短大等卒業+実務経験2年以上 <input type="checkbox"/> (4) 実務経験4年以上	実習の有無(該当欄に☑をしてください) <input type="checkbox"/> 実習免除者 <input type="checkbox"/> 実習該当者
入学優遇制度	(1) 穴吹カレッジグループ(☐本人 ☐二親等以内 ☐四親等以内) 親族氏名() 生年月日(年 月 日) あなたとの関係() 親族の在籍した学校名() 学科() 年() 卒業 ☐在籍中 (2) 穴吹カレッジグループ・穴吹興産グループ・穴吹ハウジンググループ(☐本人 ☐二親等以内 ☐四親等以内) 親族氏名() あなたとの関係() 会社名() (3) 本課程指定の実習施設等に勤務 ☐施設名()	
進学説明会への参加	無 有 (実習該当者は出願前の出席が必須)	
個別面談への出席	無 有 (実習該当者は出願前の出席が必須)	
第2希望学科・課程(※希望者のみ)	☐ 社会福祉学科通信課程 一般養成課程(1年6ヵ月)	

入学願書は一般養成課程(P17)、短期養成課程(P19)のいずれかにご記入ください。

写真はのり付けをしてください。

現在の氏名と証明書等の氏名が異なる場合は、旧姓を必ず記入してください。
(注)戸籍抄本を添付してください。

- ①勤務先の名称は省略せずに記入してください。
- ②「職種」欄は、実務経験の対象となる場合はP11～P14の職種に準拠し、記入してください。
- ③現在、施設・会社等に勤務していない方は、「職種」欄に「主婦」、「大学生」等の表記をしてください。

入学資格と入学年月日及び卒業年月日を記入してください。

- ①実務経験の対象となるものを優先し、直近2ヶ所を記入してください。
- ②「職種」欄は、実務経験の対象となる場合はP11～P14の職種に準拠し、記入してください。

入学優遇制度をご希望される方は、該当する欄に☑を入れ、親族氏名、生年月日、関係、学校名、学科名、卒業年(卒業・在籍中の欄も)を記入してください。

※二親等(親、兄弟姉妹等)
四親等(おじ、おば、いとこ等)

切り取り線



受付年月日	年 月 日
受付番号	
提出年月日	年 月 日

太枠内を記入して下さい。

学籍番号				顔写真貼付欄 1. 正面上半身脱帽及び背景無地 2. 縦4cm、横3cm 3. 撮影後3ヵ月以内	
フリガナ					
氏名	(旧姓) () (印)				
生年月日 ※西暦で記入	年	月	日生(満 歳)		
現住所 ※都道府県から記入	〒 - ()		Eメール (※必須)		
勤務先	法人名(設置主体)		勤務先名称		
	職種	所在地		電話	
最終学歴 ※西暦で記入	学校名	修業年限	学部・学科・専攻		
			年制		
	入学年月日		卒業(卒業見込み)年月日		
	年 月 日	年 月 日	卒業 ・ 卒業見込み		
職歴 ※西暦で記入	就業期間		勤務先	職種	
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
資格	保健・医療・福祉に関する資格		取得年月日		
			年 月 日		
入学資格 (該当欄に☑をしてください)	<input type="checkbox"/> (1) 4年制大学等卒業 <input type="checkbox"/> (2) 3年制短大等卒業+実務経験1年以上 <input type="checkbox"/> (3) 2年制短大等卒業+実務経験2年以上 <input type="checkbox"/> (4) 実務経験4年以上		実習の有無 (該当欄に☑をしてください)	<input type="checkbox"/> 実習免除者 <input type="checkbox"/> 実習該当者	
	(1) 穴吹カレッジグループ (☐本人 ☐二親等以内 ☐四親等以内) 親族氏名 () 生年月日 (年 月 日) あなたとの関係 () 親族の在籍した学校名 () 学科名 () 学科 (年) ☐卒業 ☐在籍中 (2) 穴吹カレッジグループ・穴吹興産グループ・穴吹ハウジンググループ (☐本人 ☐二親等以内 ☐四親等以内) 親族氏名 () あなたとの関係 () 会社名 () (3) 本課程指定の実習施設等に勤務 ☐施設名 ()				
進学説明会への参加	無 ・ 有		(実習該当者は出願前の出席が必須)		
個別面談への出席	無 ・ 有		(実習該当者は出願前の出席が必須)		
第2希望学科・課程 ※希望者のみ	☐ 社会福祉学科通信課程 一般養成課程(1年6ヵ月)				

切り取り線

※学校記入欄

実習	無 ・ 有(210時間 ・ 150時間)	入学金免除	3万 ・ 1.5万 ・ 無	選考結果	合 ・ 否
進学説明会への参加	無 ・ 有 (参加日)		月 日		
個別面談への出席	無 ・ 有 (出席日)		月 日		



受付年月日	年 月 日
受付番号	
提出年月日	年 月 日

太枠内を記入して下さい。

学籍番号				顔写真貼付欄 1. 正面上半身脱帽及び背景無地 2. 縦4cm、横3cm 3. 撮影後3ヵ月以内	
フリガナ					
氏名	(旧姓) () (印)				
生年月日 ※西暦で記入	年	月	日生(満 歳)		
現住所 ※都道府県から記入	〒 ()		Eメール (※必須)		
勤務先	法人名(設置主体)		勤務先名称		
	職種	所在地	電話		
最終学歴 ※西暦で記入	学校名	修業年限	学部・学科・専攻		
			年制		
	入学年月日		卒業(卒業見込み)年月日		
	年 月 日	年 月 日	卒業	卒業見込み	
職歴 ※西暦で記入	就業期間		勤務先	職種	
	年 月 日 ~	年 月 日			
	年 月 日 ~	年 月 日			
資格	保健・医療・福祉に関する資格		取得年月日		
			年 月 日		
入学資格 (該当欄に☑をしてください)	<input type="checkbox"/> (1) 福祉系大学等卒業 <input type="checkbox"/> (2) 福祉系短大等3年制卒業+実務経験1年以上 <input type="checkbox"/> (3) 福祉系短大等2年制卒業+実務経験2年以上 <input type="checkbox"/> (4) 社会福祉士登録者		実習の有無 (該当欄に☑をしてください)	<input type="checkbox"/> 実習免除者 <input type="checkbox"/> 実習該当者	
	(1) 穴吹カレッジグループ (☐本人 ☐二親等以内 ☐四親等以内) 親族氏名 () 生年月日 (年 月 日) あなたとの関係 () 親族の在籍した学校名 () 学科名 () 学科 (年) ☐卒業 ☐在籍中 (2) 穴吹カレッジグループ・穴吹興産グループ・穴吹ハウジンググループ (☐本人 ☐二親等以内 ☐四親等以内) 親族氏名 () あなたとの関係 () 会社名 () (3) 本課程指定の実習施設等に勤務 ☐施設名 ()				
進学説明会への参加	無	有	(実習該当者は出願前の出席が必須)		
個別面談への出席	無	有	(実習該当者は出願前の出席が必須)		
第2希望学科・課程 ※希望者のみ	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉学科通信課程 一般養成課程				

切り取り線

※学校記入欄

実習	無 ・ 有(210時間 ・ 150時間)	入学金免除	3万 ・ 1.5万 ・ 無	選考結果	合 ・ 否
進学説明会への参加	無 ・ 有 (参加日)	月	日		
個別面談への出席	無 ・ 有 (出席日)	月	日		

実務経験証明書(申告) **見込み**

年 月 日



学校法人 穴吹学園
専門学校

穴吹パティシエ福祉カレッジ

申告者

学校長 殿

フリガナ

氏 名

㊞

住 所

私の相談援助に関する実務経験は以下の見込みで申告します。

実務経験が必要年数を経過した後に「実務経験証明書(申告)」及び「実務経験証明書(個票)」を提出します。

所属している(していた) 施設(事業)種類 (注①を参照)	職 種	コード		期 間	証明権者 (法人名・施設名・代表者名)
		施 設	職 種		
				年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	

注① 施設種類及び職種はP11～P14の「実務経験(指定施設における相談援助業務の範囲)」に記載されたとおりの施設種類、職種名及びコードを記入してください。それ以外の名称を記入されても入学選考の対象となりませんのでご注意ください。

② 入学資格区分(2)、(3)、(6)、(7)の方の実務経験は大学・短大卒業後の実務経験に限ります。

切り取り線

実務経験証明書(申告)

年 月 日



学校法人 穴吹学園
専門学校

穴吹パティシエ福祉カレッジ

申告者

学校長 殿

フリガナ

氏 名

印

住 所

私の相談援助に関する実務経験は以下のとおりで申告します。

所属している(していた) 施設(事業)種類 (注) ②を参照	職 種	コ ー ド		期 間	証 明 権 者 (法人名・施設名・代表者名)
		施設	職種		
				年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	

注 ① 上記の記載内容は「実務経験証明書(個票)」の記載内容と一致することが必要です。

② 施設種類及び職種はP11～P14の「実務経験(指定施設における相談援助業務の範囲)」に記載されたとおりの施設種類、職種名及びコードを記入してください。それ以外の名称を記入されても入学選考の対象となりませんのでご注意ください。

③ 入学資格区分(2)、(3)、(6)、(7)の方の実務経験は大学・短大卒業後の実務経験に限ります。

切り取り線

実務経験証明書(個票)



学校法人 穴吹学園
 専門 穴吹パティシエ福祉カレッジ

学校長殿

フリガナ		生年月日(年齢)
氏名		年 月 日生 (満 歳)
施設(事業)種類 <small>(注) ①参照</small>		
職 種 <small>(注) ①参照</small>		

※(1)、(2)いずれかにご記入ください。

(1) 在職者

上記の者は 年 月 日より当施設・機関において勤務し、精神障害者の相談援助を主たる業務として行っていることを証明します。

(2) 証明を受ける事業所で、現在勤務していない方

上記の者は 年 月 日より 年 月 日まで当施設・機関において勤務し、精神障害者の相談援助を主たる業務として行っていたことを証明します。

年 月 日

所在地

法人名・施設名

電話番号

代表者

公 印

注 ① 上記の記載内容は「実務経験証明書(申告)」の記載内容と一致することが必要です。

② 施設種類及び職種はP11～P14の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されたとおりに記入してください。

③ 証明内容を訂正した場合は公印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。

④ 本証明書は1カ所の施設、機関につき1通必要です。複数必要な場合はコピーしてご使用ください。

切り取り線

ソーシャルワーク実習（相談援助実習）履修証明書



学校法人 穴吹学園
専門
学校

穴吹パティシエ福祉カレッジ

学校長殿

フリガナ

氏 名

(生年月日 年 月 日)

切り取り線

上記の者は、当大学等において

<p>相談援助実習指導 社会福祉援助技術現場実習指導 ソーシャルワーク実習指導</p> <p>相談援助実習 社会福祉援助技術現場実習 ソーシャルワーク実習</p>

を修めたことを証明します。

※該当する科目に○印を付けて下さい。

年 月 日

所在地

大学等・代表者氏名

印

※ 上記の科目を履修している方は本証明書を提出することによって、精神科病院等の医療機関以外の実習60時間（標準 8日間）が免除されます。

ソーシャルワーク実習受入調査書

本受入調査書をもとに、当学科から実習施設を提供できるかの判断をいたします。回答内容と事実が異なる場合は実習施設を提供できない場合がありますので、正確にお答え頂きますようお願いいたします。また、実習施設の受入状況・都合が優先されますので、希望の通りになることを保障するものではありません。

内容に不明な点がある場合は当学科よりお問い合わせをする場合があります。

1. 実習形態（集中型・分割型）

実 習 形 態	病 院	どれか1つを 選択、○を 付ける。	①病院90時間（標準12日間）を平日集中して行う
			②病院90時間（標準12日間）を2ヶ月の間に6日×2回に分割して行う
形 態	施 設 (免除なし)	どれか1つを 選択、○を 付ける。	①施設120時間（標準16日間）を平日集中して行う
			②施設120時間（標準16日間）を2ヶ月の間に8日×2回に分割して行う
	施設(60時 間免除あり)		③施設60時間（標準8日間）を平日集中して行う

※社会福祉士養成課程で実習を履修した方は施設実習60時間が免除されます。

※分割型実習の場合においても週4日以上実習を行います。また、隔月での実習は認めていません。

※連続した週と月で実習を行います。

2. 実習日程

一般養成課程の実習期間は11月～翌年5月になります。短期養成課程の実習期間は6月～10月になります。実習に行くことができない月日がある場合は、以下に記入してください。

※修業の期間内で実習を終えることが難しい方は、4年の在籍限度期間内で実習に取り組むことは可能です。

3. 自宅から遠方で実習を行うこと（片道1時間半以上の移動や宿泊を伴うことをいう）

a. 可 b. 否

4. 実習施設への車での通勤

a. 可 b. 否

5. その他希望事項

6. 進学説明会への参加及び個別面談の出席日

(年 月 日)

精神保健福祉の専門職を志す実習生として、実習施設および利用者のご理解とご協力を得て実習が行えることを自覚し、相談援助に必要な価値、知識、技術を習得するために、実習に意欲的かつ謙虚に取り組みます。

氏名

(自署)

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

(平成24年4月1日以降)



学校法人 穴吹学園

専門
学校

穴吹パティシエ福祉カレッジ 学校長殿

フリガナ		生年月日	年	月	日生
氏名					
基礎科目		大学等における履修科目			
①	人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会学理論と社会システムのうち1科目				
②	現代社会と福祉				
③	地域福祉の理論と方法				
④	社会保障				
⑤	低所得者に対する支援と生活保護制度				
⑥	福祉行財政と福祉計画				
⑦	保健医療サービス				
⑧	権利擁護と成年後見制度				
⑨	障害者に対する支援と障害者自立支援制度				
⑩	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)				
⑪	精神保健福祉援助演習(基礎)				

上記の者は当大学等において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所在地

大学等・代表者氏名

印

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

(令和3年4月1日以降)



学校法人 穴吹学園

専門 穴吹パティシエ福祉カレッジ 学校長殿

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏 名			
基礎科目		大学などにおける履修科目	
① 医学概論			
② 心理学と心理的支援			
③ 社会学と社会システム			
④ 社会福祉の原理と政策			
⑤ 地域福祉と包括的支援体制			
⑥ 社会保障			
⑦ 障害者福祉			
⑧ 権利擁護を支える法制度			
⑨ 刑事司法と福祉			
⑩ 社会福祉調査の基礎			
⑪ ソーシャルワークの基盤と専門職			
⑫ ソーシャルワーク演習			

上記の者は当大学等において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所在地

大学等・代表者氏名

印

切り取り線

20×20

専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ 精神保健福祉学科通信課程

第1次募集での出願者は
63円切手を貼ってください。



第2次募集以降での出願者は
85円切手を貼ってください。

切手を
貼って
ください

郵便はがき

住所 〒

氏名

様

入学願書受付通知

いずれかに○印
をつけて下さい

一般	
短期	

(ホームページからダウンロードして出願される方については、
郵便はがきの規格(重さが2g~6g)に納まるようにしてください。)

受付番号

※学校記入



学校法人 穴吹学園

専門 穴吹パティシエ福祉カレッジ

精神保健福祉学科 通信課程

厚生労働大臣指定精神保健福祉士一般・短期養成施設

〒760-0021 香川県高松市西の丸町14-10

TEL 087-873-2455

切り
取り
線

切り取り線

85円切手
を貼って
ください

郵便はがき

住所 〒

氏名

様

入学手続完了通知

いずれかに○印
をつけて下さい

一般	
短期	

(ホームページからダウンロードして出願される方については、
郵便はがきの規格(重さが2g~6g)に納まるようにしてください。)

受付番号

※学校記入



学校法人 穴吹学園

専門 穴吹パティシエ福祉カレッジ

精神保健福祉学科 通信課程

厚生労働大臣指定精神保健福祉士一般・短期養成施設

〒760-0021 香川県高松市西の丸町14-10

TEL 087-873-2455

入学願書受付通知

出願者 各位

このたびは 本校 精神保健福祉学科 通信課程へ出願していただき、ありがとうございます。

貴殿より提出のあった出願書類を確認した結果、不備はありませんでしたので正式に受理しましたことをお知らせします。

つきましては、これより入学選考に移りますので、追って合否の通知が届きますまでお待ちください。

専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ

精神保健福祉学科通信課程入学事務局

本通知票をもって入学検定料5,000円の領収証と替えさせていただきます。	領収印
	5,000円

切り取り線

切り取り線

入学手続完了通知

合格者 各位

本校への入学にあたり、指定期日までに学費が納入されていることが確認できましたので、入学手続が完了したことをお知らせします。

つきましては、2025年3月以降に「学習の手引き」等の書類を送付しますので、しばらくお待ちください。

国家試験合格に向けて頑張りましょう。

専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ

精神保健福祉学科通信課程入学事務局

7 6 0 0 0 2 1

切手を
貼って
下さい

香川県高松市西の丸町14-10

簡
易
書
留



学校法人穴吹学園

専門学校

穴吹パティシエ福祉カレッジ

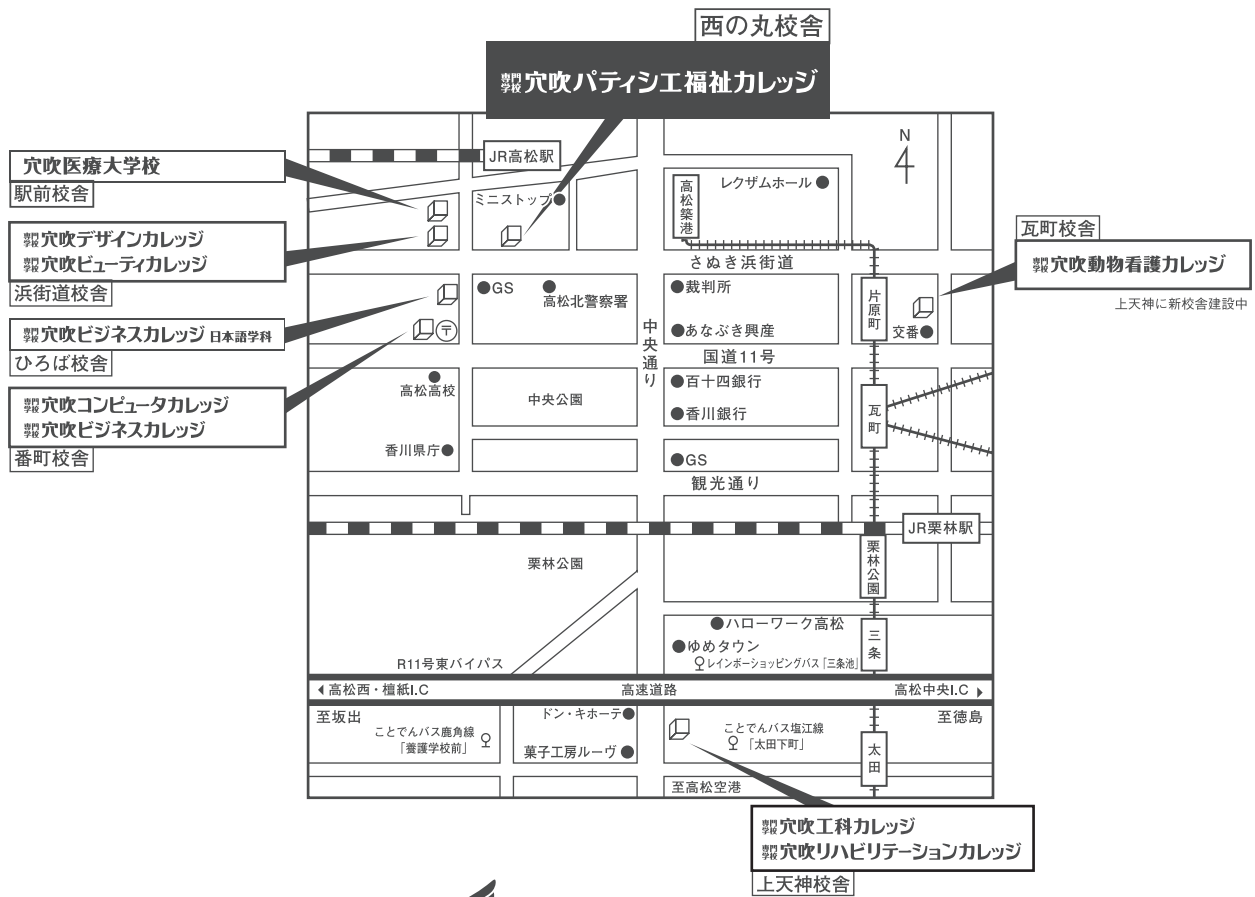
精神保健福祉学科通信課程入学事務局 行

出願書類在中

※いずれかに○印を付けて下さい	
	一般養成課程（1年7ヵ月コース）
	短期養成課程（9ヵ月コース）

入学資格によって提出書類が異なるため、学生募集要項P7を参照し、必要書類を同封してください。

差 出 人	住 所	〒	—
	氏 名		
	電 話 番 号	()	—



専門学校 穴吹パティシエ福祉カレッジ

- | | | | |
|----------|---------------|----------|--------------|
| 厚生労働大臣指定 | 精神保健福祉士一般養成施設 | 厚生労働大臣指定 | 介護福祉士養成施設 |
| 厚生労働大臣指定 | 精神保健福祉士短期養成施設 | 厚生労働大臣指定 | 介護福祉士実務者養成施設 |
| 厚生労働大臣指定 | 社会福祉士一般養成施設 | 厚生労働大臣指定 | 保育士養成施設 |
| 厚生労働大臣指定 | 社会福祉士短期養成施設 | 厚生労働大臣指定 | 製菓衛生師養成施設 |

〒760-0021
香川県高松市西の丸町14-10
(JR高松駅より徒歩約2分、
ことでん高松築港駅より徒歩約5分)
TEL 087-823-5566

お問い合わせは精神保健福祉学科通信課程入学事務局 ☎(087)873-2455(直通)

資料請求は精神保健福祉学科通信課程ホームページ https://web.anabuki-college.net/afk/seishin_tushin/

何でも相談E-mailアドレス fukushi@anabuki.ac.jp

穴吹カレッジグループホームページ <https://www.anabuki.ac.jp/>

anabuki college group network



好きを極めてプロになる

